

○鳥取県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令

令和5年1月13日

本部訓令第1号

鳥取県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令を次のように定める。

鳥取県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令

鳥取県警察情報管理システムの運営に関する訓令（令和2年鳥取県警察本部訓令第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、警察情報システム（警察庁が整備する情報システム及び鳥取県警察が設置する情報システムであって警察庁が整備する情報システムと接続されているものをいう。）及び警察情報システム以外の鳥取県警察が設置する情報システム（以下「警察情報システム等」という。）の整備及び管理に関する基本的事項を定め、もって警察における情報システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するとともに、県民の利便性の向上及び負担軽減並びに警察業務の合理化及び高度化を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 鳥取県警察は、関係部門相互の協力の下、その利用実態を適切に把握しつつ、警察情報システム等の整備及び管理を行うものとする。特に、データを最大限に活用していくための環境整備の重要性に鑑み、情報システムの利用に係る業務のプロセスについて全体的な見直しを実施するとともに、情報システムの共通化及び集約化を図ることにより、組織全体の情報システムの有効性の向上、重複する機能の排除及び取り扱うデータの効果的な活用の推進を図るものとする。

2 鳥取県警察は、警察業務における情報の保護及び継続性の確保の重要性に鑑み、警察情報システム等の利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するため、警察情報システム等において取り扱う個人情報その他の情報を適切に管理するとともに、その機能を維持し、警察情報システム等の安全性を確保するものとする。

（情報管理業務監査）

第3条 鳥取県警察本部長は、鳥取県警察が設置した情報システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため、警務部長に情報管理業務監査を行わせるものとする。

2 前項に規定する情報管理業務監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（細部事項）

第4条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年1月13日から施行する。
(鳥取県警察照会センターの運用管理に関する訓令の一部改正)
- 2 鳥取県警察照会センターの運用管理に関する訓令(平成18年鳥取県警察本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

[次のよう] 略